## 条 例

行 政不 服 審査 法  $\mathcal{O}$ 施 行 に伴 う 関 係 条例  $\mathcal{O}$ 整 備に 関する条例 をここに 公布する。

半成二十七年十一月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 埼玉県条例第六十号

行政不服審査法 の施 行 に 伴 う関係条 例  $\mathcal{O}$ 整 備 に 関 す る 条 例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第 職員の給与に関する条例 (昭和二十七年埼玉 県 条 例 第十 · 九 号)  $\mathcal{O}$ <del>---</del> 部 を次

のように改正する。

几 |条又は 第十 九 第四 条の三第二項 十五条」 を 中 「行政不服審査 行行 政 不 服 審査 法 法 (平成二十六年法律第六十 (昭 和三十 七 年 法 律 第 百 六 八 + 号)

八条第一項本文」に改める。

(執行機関の附属機関に関する条例の一部改正)

第二条 執行 機関  $\mathcal{O}$ 附属機関に 関する条例 (昭和二十 八年埼玉県条例第十七号)  $\mathcal{O}$ 

一部を次のように改正する。

別 表第 <u>ー</u>の <u>ー</u>の 表埼 玉県情報公 開 審査会の 項及び 埼 玉県 個 人 情 報保護審査会  $\mathcal{O}$ 

項中「不服申立て等」を「審査請求等」に改める。

(学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第三条 学校 職員 の給与に関する条例 (昭和三十一年埼玉県条例第三十三号)  $\mathcal{O}$ 

部を次のように改正する。

第十二条の 四第二項中 行政 不 服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号) 第十

兀 を「行っ 政不 服 審査法 平 成二十六年法律第六十 八号) 第十 条第一 項本文」

に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 四条 職員 の退職手当に関 する 条例 (昭 和三十 八年埼 玉 一県条例 第 +八 号)  $\mathcal{O}$ \_ 部

を次のように改正する。

第十六 条第四 |項中「行 政不 服 審 査 法 (昭和三十七年法 律第百六十号) 第 十四四 条

第 一項又は 第四十五条」を 「 行 政 不服審查法 (平成二十六年法律第六十八号) 第

十八条第一項本文」に改める。

(議会の 議員そ  $\mathcal{O}$ 他 非常勤  $\mathcal{O}$ 職 員  $\mathcal{O}$ 公務 災 害補償等に 関 する条 例  $\mathcal{O}$ 部改 正

五条 議 0 議員そ  $\mathcal{O}$ 他非常勤  $\mathcal{O}$ 職員  $\mathcal{O}$ 公務災害補償等に関す る条 例 (昭 和四 +

|年埼玉県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

**界十八条第一項中「六十日」を「三月」に改める。** 

埼玉 事 行 政  $\mathcal{O}$ 運営等  $\mathcal{O}$ 状 況  $\mathcal{O}$ 公表に 関する条例  $\mathcal{O}$ 部 改正)

例第四号)の一部を次のように改正する。第六条 埼玉県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十七年埼玉県条

第五条第四号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この条例は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施

行する。